担当部署: 地域整備課

処分の概要	連結料の徴収
法 令 名根 拠条項	道路法 第48条の7第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の7の規定により、条例の定めによる。

(連結料の徴収)

- 第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。
- 2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。

備考

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	